原判決を次のとおり変更する。

控訴人協同組合北見専門店会は、被控訴人に対し、金七万五〇〇〇 円及びこれに対する平成元年六月九日から支払済みまで年五分の割合による金員を 支払え。

2 控訴人Aは、被控訴人に対し、金四万円及びこれに対する平成元年 六月九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 3 控訴人国は、被控訴人に対し、金四万円及びこれに対する平成元年 六月九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 4 被控訴人の控訴人らに対するその余の請求を棄却する。

二 訴訟費用は、第一、二審を通じ、控訴人協同組合北見専門店会と被控訴人との間に生じたものはこれを一〇分し、その一を同控訴人の、その余を被控 訴人の各負担とし、その余の控訴人らと被控訴人との間に生じたものはそれぞれこ れを一五分し、その一をそれぞれ右控訴人らの、その余をそれぞれ被控訴人の各負 担とする。

この判決は、被控訴人勝訴部分に限り、仮に執行することができ る。

実

当事者の求めた裁判

(平成五年(ネ)第一九〇号事件)

控訴人国

- 原判決中控訴人国敗訴部分を取り消す。
- 被控訴人の控訴人国に対する請求を棄却する。 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。  $(\Xi)$

被控訴人

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人国の負担とする。

(平成五年(ネ)第二〇九号事件)

- 控訴人協同組合北見専門店会、同A
- 原判決中右控訴人両名敗訴部分を取り消す。 被控訴人の右控訴人両名に対する請求を棄却する。
- 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- 2 被控訴人
- 本件控訴をいずれも棄却する。 (-)
- 控訴費用は右控訴人両名の負担とする。
- ニ 当事者の主張

次のとおり付加、訂正するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、これを 引用する。

1 原判決二枚目表九行目の「は、」の次に「組合員の取扱品の共同販売・共同購買・共同保管、」を、同裏二行目の「クレジットカード」の次に「(名称・Bカード)」を、同七枚目表五行目の「残額」の前に「将来の利息を含む」をそれぞれ 加え、同裏八行目の「原告や」から一〇行目末尾までを「本件公正証書を作成する に際し、被控訴人に対して公正証書を作成する旨の説明をせず、被控訴人との間に 有効な代理人選任依頼契約もないのに、被控訴人の代理人を選任して本件公正証書 を作成させた。」と改める。

2 同九枚目裏一〇行目の「被告A」の前及び同一一枚目裏七行目の「Cは、 の次にそれぞれ「控訴人組合は、いわゆるクレジット業務を推進し、Bカードを発 行して、クレジットカードによるショッピングサービス(総合割賦購入あっせん業 務)及び極めて高利のキャッシングサービス(貸金業務)を営んでいることは、北 関が及び極めて同利のイヤックングッーにへて真正来物ができた。ことは、礼見地方に居住している者には公知の事実であり、」を、同一〇枚目表二行目末尾に「なお、控訴人Aは、昭和六〇年ころ、準消費貸借契約公正証書を継続的に作成するための定型委任状につき控訴人組合から相談を受け、Cと相談して右委任状の文言を定めた。」をそれぞれ加え、同裏五行目の「有する」を「負う」と改め、同一一枚目裏七行目末尾に「、昭和六〇年ころ、」を、同一二枚目表一〇行目の「受けたため、「の次に「物話」紹介を被告として、「まそれぞれ加え、ま行の各「当 たため、」の次に「控訴人組合を被告として、」をそれぞれ加え、末行の各「当 庁」を「釧路地方裁判所」とそれぞれ改め、同裏三行目末尾に「なお、控訴人組合 は、右請求異議事件について約一年間の審理を経た後の平成元年四月一八日、被控 訴人の請求を認諾した。」を、同一三枚目表六行目の「慰謝料」の前に「苦痛を償

うべき」をそれぞれ加える。

- 3 同一六枚目表二行目の次に行を改め「準消費貸借契約公正証書を作成するに当たり、原債務をどの程度まで証書に表示すべきかについては定説がなく、一般的にいえば、数口の債務を一口にまとめて消費貸借の目的とした場合には、一個の準省費貸借契約上の債務が成立するだけであるから、原債務を遂一表示する必要なく、企正証書における請求権の表示としては、一定金額の記載のほか、請求権の発生原因である準消費貸借契約の同一性を他と識別可能な程度に特定しうる事項がままである準消費貸借契約の同一性を特定する事項が記述、契約の締結年月日、原債務の合計金額のほかに代表的な原債務の種類のまれば十分であり、この場合、原債務の種類の表示に誤りがあっても大かの本質的な誤りでないときは、請求権の同一性は害されないものと解するのが相当である。したがつて、本件公正証書の請求権の表示が同一性を欠くとまではいる。」を加え、向裏五行目の「せしむべき」を「させる」と改める。
- は、同一八枚目表一行目の次に行を改め「また、法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれに立脚して公務を執行が追法と判断されたからといっただちに公務員に過失があったものとすることは相当ではないとされているところ、Cが本件公正書準にも適用されるかについては議論がされており、肯定説、不否定説、に前の見解が相当かについては議論がされており、肯定説、「(1)」の見解が相当かについて確立した判例があったとは解されないから、(1)」の規制の見解が相当かについて確立した判例があったとは解されないから、(1)」の規制の見解が相当かについて確立した判例があったとは解されないがら、(1)の見解が相当かについて確立した判例があったとは解されない。

  「同一九枚目表七行目の「ある」を「あり、また、割賦販売法三〇条のこのは判別で述べたとおりである」と改める。
  「同一九枚目表八行目の次に行を改め次のとおり加える。
- 「仮に、被控訴人に本件公正証書作成を嘱託する意思がなかったとすれば、被控訴人主張の請求異議訴訟については、被控訴人に公正証書作成嘱託の意思がなかったとすれば、被控訴人主張の請求異議訴訟についての審理、判断を行えば、割賦販売法違反や利息認定であるがら、被控訴人が損害として主張する訴訟費用・弁護士費用のうち、割賦販売法違反や利息制限法違反の一部無効事由についての審理、判断を行うまでもる訴訟費用・弁護士費用のうち、割賦販売法違反や利息制限法違反の一部無効事由についての審理、判断を行うまでもとしてもともというべきである。されるべきものであり、別訴で損害賠償請求をすることはできないものとしたがって、仮に、Cに割賦販売法違反や利息制限法違反を看過した点の過失というできてある。」
- 6 同四三枚目表二行目及び同四四枚目表一行目の各「分割回数」の次に「(月賦)」をそれぞれ加える。

## 三 証拠関係(省略)

理由

一 当裁判所の認定及び判断は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決理由 説示のとおりであるから、これを引用する。

る」とそれぞれ改める。

〈要旨第一〉5 同二八枚目裏八行目の「しかしながら」から九行目の「知っており」までを「控訴人Aは、その職務〈/要旨第一〉上控訴人組合の業務内容を認識していたところ、右1(五)の事実(原判決引用)によれば、控訴人Aは、昭和六〇年ころ控訴人組合の依頼により、Cと検討した上本件公正証書作成嘱託の際にも使用された委任状の定型用紙の内容を定めたが、その前後の事情からすると、控訴人Aは、控訴人組合から右依頼を受けた時点で、控訴人組合から作成依頼された委任状の定型用紙は、控訴人組合が支払を遅滞した顧客との間に準消費貸借契約を締結し、それに基づく約定について、控訴人A及びその従業員が控訴人組合及びその顧

客のそれぞれを代理してCに債務名義となる公正証書の作成を嘱託するためのものであり、控訴人組合は右定型用紙の委任状を印刷していたものと推認することを認識していたものと推認することがであることを認識していたものと推認することができる。そして、控訴人組合の準消費貸借契約の目的となる『債権者の加盟店から買けた衣類等の買掛代金』で表示される原債権は、多数の顧客に対しる国际職主の世紀により生じた立替金債権であるが、従前その遅滞に対し高率の損害立たの世紀により」と、同二九枚目表四行目の「ことは」から五行目の「以上」までを小さいた弊害を排除するために、この事に関い、以後これを利力には否定できないが、前記(原判決引用)のように、控訴人Aは、以後これをもしてあるの公正証書の作成嘱託業務を処理していたのであるから、このようなもであるの処理に当たっての注意義務もより高度のものが要求されるというべきであり」とそれぞれ改める。

6 同二九枚目表八行目冒頭から同三〇枚目表二行目末尾までを次のとおり改める。

「(四) しかし、利息制限法違反の公正証書作成を嘱託した過失についてはこれを認めることはできない。

すなわち、前記定型委任状用紙及びこれに基づく公正証書には、準消費貸借の原 債務としては『債権者の加盟店から買受けた衣類等の買掛代金』と印刷されてお り、貸金債権がこれに含まれないことは文言上明らかであるところ、控訴人組合が 前記定型委任状の作成を控訴人Aに依頼した際の具体的状況は証拠上必ずしも詳らかでなく、原審証人Iの証言によっても、控訴人組合ではかねて顧客に債務の遅滞があったときは債務承認弁済契約公正証書を作成していたが、他地の専門店会やそ の連合体で用いられていた書式を取り寄せたりして、控訴人組合の債権処理に合っ たものを作成するということで控訴人Aに相談したという程度の事実しか認められないことからして、未だ、控訴人組合が同組合の行っている貸金業務によって生じ ないことからして、茶た、怪跡へ組口が同梱口の行うでいる真立来物にようによった た債権も原債務に入れるということを明示して右依頼を行ったとまで認めること は、右の文言からして困難である。ただ、甲第六、第七号証、弁論の全趣旨によれ ば、控訴人組合は、定型委任状が作成された後において、本件公正証書の他にも、 この委任状を用いて訴外」との間で貸金債権について準消費貸借契約公正証書を作 成していることが認められることからすると、控訴人組合としては、右依頼に際し で学会信祭についてま海沿事登供の日的とする音図であったことは明られてある。 て貸金債務についても準消費貸借の目的とする意図であったことは明らかである が、同控訴人が、この意図を明確に説明しているのに、あるいは、説明がなくても 控訴人Aが当然のこととしてこれを認識していたにもかかわらず、同控訴人があえ て控訴人組合の意図を覆い隠すような『買受けた衣類等の買掛代金』という明らか に貸金債権を含まない虚偽の文言を用いたとまでは認めるべき証拠はないところで ある。控訴人Aは、従前から職務上控訴人組合が貸金業務を行っていることを知つ ていたことは前記(原判決引用)のとおりであるが、依頼の状況が右のようなもの であったと認めざるをえない以上、同控訴人に、原債務には控訴人組合の行ってい る貸金業務から生じた債権があるのではないかとか、その中に利息制限法に違反す る利息が含まれてはいないかなどと確認する義務もないと言わざるをえないところ である。

7 同三〇枚目表三行目の「右」の次に「(三)」を加え、九行目の「所属」を 「執務」と改め、同裏五行目の「し、」の次に「各代理人及び当事者になんらの確認もせず、」を加え、同三一枚目表二行目の「被告組合」から「検討し、」まで 削り、五行目末尾に「本件公正証書も右用紙を使用して作成されたものである。」 を加え、六行目の「甲第一三号証、」を削り、末行の「いたのであり」から同裏二 行目末尾までを「おり、Bカード会員入会申込書(同号証)裏面のBカード会員規 約には、さらに具体的にそれらの契約の性質や利息ないし手数料、遅延損害金の 率等が記載されていた。」と改め、同三二枚目表三行目の「解する」の次に「(公 下、日法施行規則一三条一項)」を加え、四行目冒頭から一〇行目末尾までを次のとおり改める。

「右のとおり公証人は公証人法及び同法施行規則において、公正証書作成にあたり作成嘱託が本人の意思に基づくものか、原因となる法律行為が有効であるかなど、一定の事項、範囲について審査する義務を負っているのであるが、積極的な調査権限についての定めを置いていないこれらの規定の上からは、この審査は基本的には形式的審査の限度に止まるべきものと解される。これは、簡易迅速に既判力を伴わない債務名義を作成するという要請と同時に嘱託者自身が承諾している事項に

ついては、一般的に違法無効な瑕疵は少ないと考えられるし、万一違法無効な公正証書が作成されても、その効力を排除する法的手続が存することなどの実質的理由からも裏付けられるところである。しかし、形式的審査とはいえ、聴取した陳述をこの陳述それ自体や嘱託者から提出された関係書類のみから審査すれば足りるというものではなく、前記(原判決引用)のとおり、公証人が当該嘱託に先立つ時点において職務上知った事実、事例によってはこの過程において知るべき義務のあったおいて職務上知った事実、事例によってはこの過程において知るべき義務のあったおいて職務上知った事実、事例によってはこの過程において知るべき義務のあったおいて職務上知った事実、事例によってはこの過程において知るべき義務を公証人に課することになるものと解することはできない。」

とになるものと解することはできない。」 8 同三二枚目裏七行目冒頭から同三三枚目表六行目末尾までを次のとおり改める。

〈要旨第二〉「(三) しかしながら、原審における証人Cの証言によれば、C は、控訴人組合が割賦購入あ〈/要旨第二〉っせんを業としていることを知っていたこ とが認められるところ、前記五の1及び六の一の事実(原判決引用)によれば、C は、昭和六〇年ころ控訴人Aから相談を受け、同控訴人と検討した上、本件公正証 書作成嘱託の際にも使用された委任状の定型用紙の内容を定めたが、その前後の事 情からすると、Cは、控訴人Aから石相談を受けた時点で、石委任状の定型用紙 を受けた時点で、石委任状の定型用紙 は、控訴人組合が支払を遅滞した顧客との間に準消費貸借契約を締結し、それに基 づく約定について、控訴人A及びその従業員が控訴人組合及びその顧客のそれぞれ を代理してCに債務名義となる公正証書の作成を嘱託するためのものであり、右委 任状の形式が確定し次第、右定型用紙の委任状を印刷し、これを使用して今後継続 的に控訴人Aに公正証書の作成嘱託を依頼し、同控訴人はCにその作成を依頼する 意向であることを認識していたものと推認することができる。ところで、準消費貸 借契約公正証書は、準消費貸借の目的となった債権が他の請求と識別できる程度に 具体的に特定して表示されることが必要であるから、Cとしては、右委任状の定型 用紙の内容を定めるに当たり、控訴人組合担当者から前記入会案内書や入会申込書 等の資料を提出させるなどして控訴人組合の顧客との取引の形態を把握する義務が あり(なお、厳密にはこの義務自体は、個別の公正証書作成の際に求められる審査 義務の問題ではなく、公証人が公正証書作成という固有の事務を遂行するにつき、 これに関連して行う周辺業務における注意義務である。)、かつ、そのこと自体極 めて容易なことであったところ、Cが右義務を履行していたとすれば、その過程で控訴人が割賦購入あっせん業務の内容をより明確に把握することができ、本件委任 状に記載された『債権者の加盟店から買受けた衣類等の買掛代金』に割賦販売法三 ○条の三の規制を受ける立替金が含まれているかを確認することにより、割賦販売 法に違反する公正証書が作成されることを避けることができたものというべく、こ の点において過失を免れない。

なお、Cは、本件公正証書の作成当時、準消費貸借契約が結ばれれば年六パーセントの規制は及ばなくなると考えた旨供述する。しかしながら、強行法規違反により無効な債務について準消費貸借が成立しないことは、実務上ほぼ確定的な解釈ないし取扱いであり、右供述のような考え方が相当の根拠をもって主張されていたと認めるに足りる的確な証拠はない。

9 同三三枚目表七行目冒頭から同裏末行末尾までを次のとおり改める。

る。」

10 同三四枚目表一行目の「右過失行為」を「右(三)の過失」と、六行目の 「当庁」を「釧路地方裁判所」と、九行目の「原告は」を「被控訴人とD及びEの 三名は」と、一〇行目の「した」を「したが、被控訴人の負担分はその三分の一の 八万三三三三円であると認められる」と、同三五枚目表七行目の「下旬」を「中 旬」と、同裏一〇行目から末行にかけての「弁護士費用等のうち五万円を損害と認 めるのが相当である。」を「弁護士に対する着手金のうち四万五〇〇〇円を右不法 行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である(被控訴人は、右訴訟にお いて、第一次的には公正証書作成嘱託の音思がなかったと全部無効事由を主張し 右訴訟は控訴人組合の請求認諾により終了しているが(前段は弁論の全趣旨により 認められ、後段は当事者間に争いがない。)、異議事由は同時主張を要する上、前 示のとおり(原判決引用)右事件について全部無効事由の認められることが明らか に予測できたとはいえないことを考慮すると、着手金について右限度での因果関係 を認めるのが相当である。なお、右訴訟の貼用印紙代は、民事訴訟法一〇四条によ り償還請求することができるから、これとは別に損害賠償として請求することはできない)。」と、同三六枚目表八行目の「原告が」から同裏三行目末尾までを「右 両名は、控訴人組合との共同不法行為により、被控訴人に前記弁護士に対する着手 金のうち三万円相当の損害を被らせ(なお、前記貼用印紙代については、控訴人組 合からの回収が不能とは認められないから、別途損害賠償請求し得る余地はな い。)、かつ、過大な債権による差押えにより慰謝料額として一万円相当の精神的 苦痛を被らせたことが認められる。」と、四行目の「五万円」を「四万円」と、七 行目の「八万円」を「七万五〇〇〇円」と、八行目の各「五万円」を「四万円」と それぞれ改める。

ーー よって、右とその趣旨を一部異にする原判決を右のとおり変更することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法九六条、八九条、九二条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宮本増 裁判官 河合治夫 裁判官 高野伸)